

# 秋の火災予防運動

11月9日  
～15日

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

火災が発生しやすい時季を迎えます。火の取り扱いには注意しましょう。

～家を火災から守るために～

## ○住宅用火災警報器を設置する

一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

・どこに設置するの？

寝室、階段（寝室が2階以上にある場合のみ）。

・どのような機器を購入するの？

煙感知式と熱感知式があるので、煙感知式の警報器を購入する。

（台所は熱感知式でも可）

NSマーク（日本消防検定協会鑑定マーク）の付いているものを選ぶ。

・どこで購入するの？

消防用設備取扱店、電気店、ホームセンターなどで、10年寿命がある電池式で4,000円台から9,000円台のものが多く販売されています。



## ○放火から家を守る

・家の周りに燃えやすい物を置かない。 ・夜間、家の周りにはなるべく明るくする。

・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所で協力体制をつくる。

## ○火を使用する器具は正しく使う

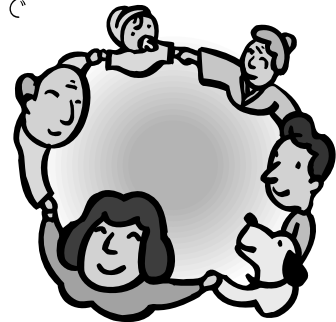
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・こんろのそばを離れるときは、必ず火を消す。

# 人権啓発事業の開催!!

朝日町人権擁護委員連絡会では、人権啓発事業の一環として下記日程で講演会を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

日時 12月5日（金） 午後7時から9時まで  
場所 保健福祉センター「さわやか村」ホール  
講師 解放社会学研究所 所長 江嶋 修作 氏  
演題 『あなたに愛が語れますか』  
～ 人権教育の可能性を考える ～



お問い合わせ先 町民福祉課377-5653

# 土地区画整理事業計画の変更

柿土地区画整理事業計画の変更を次のとおり縦覧します。

縦覧期間：11月12日（水）～11月25日（火）

午前8：30～午後5：00（土日祝日を除く）

※利害関係者の方は、12月9日（火）までに、三重県知事に意見書を提出することができますので、要領等は産業振興課までお問い合わせください。

縦覧場所及びお問い合わせ先 産業振興課377-5658